

「まだ議員立法がある！」

—人権保障の最後の砦としての議員立法—

「おっかさん、まだ最高裁判所がある、最高裁があるんだ！」

無実を主張しながらも一審・二審ともに有罪判決を受けた被告人が、拘留所に面会に来て落胆して去ろうとする母親に、そう叫びます。えん罪事件をモデルにした、今から60年以上も前の映画のラストシーンです。施行後間もない日本国憲法の下で人権擁護の砦とされた、最高裁判所に対する切実な期待を象徴するような言葉です。

他方、私たち衆議院法制局がお手伝いする議員立法も、「まだ議員立法がある、議員立法があるんだ！」と叫んでもらえる、そんな側面を持っています。ハンセン病元患者やその家族に対する差別偏見に係る補償金支給法(平成13年・令和元年)、C型肝炎感染被害者(平成20年)や建設アスベスト被害を受けた建設業務労働者等(令和3年)に対する給付金支給法、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金支給法(平成31年)など、裁判所では国の責任が認められなかったケースも含めて、衆法(衆議院議員による議員立法)による簡易・迅速で一律的な解決を図るための措置が、たびたび講じられてきているからです。

議院内閣制の下では、制度の基本的な枠組みを作る「大きな法律」は、内閣立法によって措置されることが少なくありません。しかし、そこから漏れた特定少数の国民の権利侵害を一つひとつ拾い上げて救済するといった、「小さな声」を聴く議員立法のあり方は、より民意に敏感な国会議員たちによる真の「政治主導」の現れとも言えるものです。

私たちは、国会議員のそのような「政策を法律に」して、現行法の下では最高裁ですら救えなかった方々の「人権保障の最後の砦」となるような地道な立案作業を、日々、行っています。私自身もそのような衆議院法制局の一員として、職員一人ひとりに居場所とやりがいのある、風通しの良い職場であり続けられるよう、努めているつもりです。

おおよけ

さあ、「公のために働きたい」という気概を持った若人たちよ、来たれ、我が衆議院法制局へ！

衆議院法制局長

橋 幸信



目次

衆議院法制局長から	2	私の10年	10・11
衆議院法制局の機構図	3	キャリアパス	12・13
衆議院法制局の職務	4・5	法制次長からのメッセージ	14
憲法論議に関連する職務	6	研修・採用情報	14
立案の現場から	7・8	勤務条件等	15
若手職員実態調査	9		